

№250

1 月号 広報 みふ



町の花 ゆうがお

発行 栃木県壬生町 昭和55年 1 月15日



風 上 げ

親子タコ上げ大会 1月5日 思川

この写真を差しあげます。
申込みは企画課 (☎1234内線74) へ

道路、環境整備、農政など 身近な問題に要望集まる

三会場で
「町民の意見・要望を聴く会」開く



昭和55年度予算編成期を間近に控えて、広く町民の皆さまの建設的な意見・要望をお聞きし、予算に反映しよう。と、12月24日、25日の二日間、稲葉地区公民館をほじめて、勤労青少年ホーム、中央公民館の三会場で、町民の意見・要望を聴く会を開きました。この催しは、従来、別途開催していた町政懇談会と「町民の意見・要望を聴く会」をまとめた開催したもので、質問者に対する答弁を即答するため、町長はじめ四役、各課長等が出席、また、町議会議員全員の出席を要請しました。

要望の主なものは、道路改良・舗装、側溝の整備、ゴミ・危険物の不法投棄などの環境整備、水田再編対策などの農業問題、交通等身近な要望が多くあり、出席者は三会場で52名と、やや寂しい感じもした。このほかにも地域住民による環境整備の推進など、建設的な意見もありません。町では、これらの意見・要望のうち、すぐに実現可能なものは新年度予算に計上し、また、時日を要するものや町民の協力を要とするものなどは、再検討して町政に反映したいと考えています。

農林業センサスにご協力ください
全国のすべての農家、林家、農業事業者、林業事業者および農業集落等を対象として、2月1日現在で世界農林業センサスを実施されます。これの調査のうち、農家、林家、林業事業者は、調査員が各世帯を訪問し調査を行いますからご協力ください。
最近の農林業をめぐって
最近の農林業をめぐって内外の情勢は、従来にも増して厳しいものがあります。すなわち、昭和48年度の石油危機に端を発した不況と、その後の経済基調の変化もあって、農林業、農業、農山泊の動向は、それまでの高度経済成長期とはかなり違った様相を示しています。

各課案内

企画課
計画性のある行政を遂行するための長期振興計画、総合計画をはじめ、企業の立地、統制調査に関すること。

〈役場の仕事でんわ②1234〉
町民の声を町政に：町行政を町民の方によりよく理解していただくの広報広聴など。企画課ではこのような仕事を行っています。課のなかには三係があり、それぞれ別の仕事をしています。

企画調整係（内線74）
総合企画調整、長期振興計画などにより、計画的な行政的進めを進めるため、町民の声を町政に反映し、住民

開発係（内線75）
工場設置申請書受付・指導をはじめとして、企業立地、地域開発に関すること。ほか、土地利用計画の事前協議、市街化区域内、二十町以上および市街化調整区域五十町以上の土地取引に係る土地売買届出書の受付などが主な仕事で、遊休土地、地画公示価格、地価調査価格に関することなども行っています。

水道課
水道課は、その名の通り水道水の供給を担っています。南部、北部の両水場を擁し、安心して飲める水の確保に努めています。課のなかには一係があり、それぞれの仕事をしています。

工務係（内線35）
施設の設計、工事施行および維持管理、給水、量水器の点検のほか、配水場および給水装置の保安管理などを行っています。今のところ、南部、北部の配水場を稼働して、給水人口一万八千人の町民の方々に水道を利用していただいているのですが、昨年1月に始まった第一拡張工事により、中央配水場と関連工事が完成すると、約一万人の給水が可能になります。水道事業はその業の特殊性から企業法を採用し、一般会計とは分離して事業を進めています。

業務係（内線36）
予算、決算および出納金計事務、工事契約や文書の保存などの庶務

あなたの国民年金

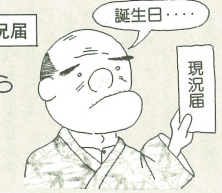
障害年金を受けるには：
国民年金に加入している間にかかった病気やケガが、障害者となった場合には、障害年金が支給されます。

障害年金を受けるには、次のような条件が必要です。
①障害者になったこと
②障害年金に加入している間にかかった病気やケガが、初め医師の診療を受けた日から一年かかった日（その間に治った場合は治った日）に、その障害の程度が「国民年金法障害等級表（一級または二級）に当てはまること」
③初めて医師にかかった日に国民年金に加入していなければなりません。また、初診日の前日に保険料の納付状況が次のいずれかに当てはまっていることが必要です。
ア 最近一年間、保険料をすべて納めていること（他の公的年金の加入期間が含まれていてもよい）
イ 最近の三年間、すべて保険料を納めたこと、保険料の除を受けた期間であること
ウ 保険料を十五年以上納めていること

国民年金法障害等級表

障害の程度	障害の状態
一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のも
二	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
八	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一〇	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
一一	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一二	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
一三	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一四	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
一五	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一六	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
一七	両下肢の機能に著しい障害を有するもの

（備考）視力の測定は万国式視力表によるものとし、屈折以上があるものに
ついては、矯正視力によって測定する。



国民年金の現況届
今年4月から
提出期限が
変わります

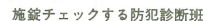
国民年金の年齢年金および通算老齢年金を受ける方は、現況届の提出期限は、これまで毎年2月15日でしたが、今年の4月から、年金を受けている方の「誕生日の末日」に変わります。誕生日が1月から3月の方については、今年に限り今年と同様2月15日までです。詳しくは、役場住民課国民年金係、または社会保険事務所でお待ちください。

**たばこは町内で
買いましょう**
たばこ消費税は、町の貴重な財源の一つです。

本町通過は10月10日

物品を屋外に放置し
たままにしておりたり
錠の不完全な住宅がい
っぱい……。

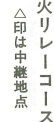
防犯診断は、「師走は
犯罪の季節」とまでい
われるように、犯罪人
が横行する歳末に盗難
防止と火災予防のため
行ったもので、12月26
日の夜間、町長はじめ
町関係職員、警察長、
消防団役員、自治会長
および防犯連絡所の人
たち百十二人が実施し
ました。



診断を行った住宅、商店などは九百件で、約45%に当たる四百二件が防犯上不完全でした。

三十四、二ギロをリレーし、午前11時31分、関戸橋で石橋町へ引継ぐことになりました。

リレー隊は、隊長、炬火保持者、炬火副保持者、大会旗保持者、走員の総計十七名で編成され、本町では中学生、および玉生高校生百五十五名の児童、生徒が9区間に分かれてリレーします。



のが目立ちました。
防犯上不完全なものは盗難にあ
う危険が多いことはもちろんです
が、特に自動車は盗難にあり、犯
罪を誘発した上、逃走に使われ
る可能性もあります。盗まれて自分
が困るだけでなく、他人にも迷惑
を掛けることになります。
歳末に限らず、お互いに充分注意
したいものです。

町が発注する建設工事（土

建築・舗装・建設工事等土木建築に關する建設費の納入義務を、建設計畫に關する申請書提出義務に代へるもの規定より、工事業主は、加算管財申請書を2月29日までに提出し、役場管財課に提出していただく。期満までに提出しきれない業者には、一旦、指定した業者名にのりかへていただく。それと併せて、忘れずに関係書類を添へて提出してください。詳しくは、管財課管財係にお電話し合わせてください。(内線76)

消費者リターナー講座
受講生募集

「消費者の中核者として活動するリターナー養成講座」の受講生を募集します。受講料は無料です。旅費は町から支給します。

昭和54年4月～55年3月まで
(時間は午前10時～午後3時
まで) 15回、30単位で終了

町内に居住している55歳未満の方で、消費生活に関心があり、講座終了後、町消費者行政に協力できる人。

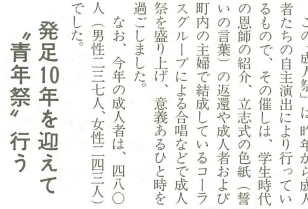
募集人員 若十名

申込方法

2月20日までに役場商工課へ
(内線49)

2月5日から役場の電話番号は(82) 1234になります

第31回成人式は1月15日、中央公民館で行いました。



者たちの自主演出により行っているもので、その催は、学生時代の恩師の紹介、立派の色紙（誓いの言葉）の返成りや成人者および町内の主婦で構成されているコーラスグループによる合唱などで成人祭を盛り上げ、意義あるひと時を過ごしました。

なお、今年成人者は、四八〇人（男性 三七八人、女性 一〇二人）でした。

発足10年を迎えて
「青年祭」行う

発足10年を迎えて
「青年祭」行う

確定申告はお早目に

本年も所得税の確定申告と納税の時期になりました。昨年中の所得金額と税額を自分で計算し、期限におくれないよう申告と納税を済ませてください。

3月15日間近になりますと税務署は大変混雑し、待ち時間が多くなりますので、お早目に申告して

○納税相談の日時などの案内のない方は、自分で申告書を書いて、期限内に申告と納税を済ませてく

ない方は税務署へおいでください。

がきが届いている方は、指定の日時・場所でご相談ください。

○納税相談についてのときは、次の書類をご持参ください。

・税務署から送られた確定申告書用紙、収支明細書など

・生命保険料と損害保険料の支払証明書

なお、所得税の還付請求は、申告期間中（2月16日～3月15日）は混雑しますので、この期間をさ

にて秘書署へ請求してください

「住宅取得者のための申告
165㎡以下の住宅を新築または新
築住宅を購入した方で、その完工
日（購入日）から6か月以内に居住
用にした場合の所得税還付請求の
申告説明会を行います。」
とき・ところ 中央公民館
2月9日 午前9時30分

- ・ 家屋の登記簿謄本
- ・ 住民票
- ・ 給与所得のある方は給与所得の源泉徴収票

- ・住宅融資金による害増控除を受ける方は、住宅取得に係る融資

町県民税の申告は
「2月18日から三会場
町・県民税の申告相談を次の会
場で行います。指定の日時、場所
で申告してください。」

稲葉地区（稲葉地区公民館）
2月18日～22日の5日間

壬生地区（役場別館会議室）
3月5日～7日
3月10日～12日
の6日間

2月5日から電話の市内局番が変わります

市木電報電話局管内の市木、岩舟、大平、西方、藤岡町の知人などへ電話をかける場合、２月５日から市外局番を回さずに、市内局番（２桁）＋加入者番号だけかけるようになります。

市生町内へかける場合も市木や岩舟、大平、西方、藤岡町と同じように市内局番 加入者番号
○ ○ × × × × でつながります
(市生電報電話局の市外局番、市内局番は市生(0282) 82-××××、南大阿(0282) 86-××××となります。

詳しくは広報みえ12月号を見てください。

なお、不明な点がありましたら 2-0991(2月4日まで)、82-0991(2月5日以降)でおたずねください。(無料)

2月5日から電話番号が稲葉支所(82)1002、南犬飼支所(86)0004になります

お知らせコーナー

ツベルクリン反応
BCGの予防接種

とき・ところ
・中央公民館
ツベルクリン
ツ反およびBCG予防接種
2月5日(火)
2月7日(木)
・南大飼地区公民館
ツベルクリン
ツ反およびBCG予防接種
2月6日(水)
2月8日(金)

持参するもの 妊婦の方は、母子健康手帳
母 親 教 室
とき 2月8日(金)
ところ 受付時間は午後1時30分
母子健康センター
妊婦17週(5か月)〜28週(7か月)の方
内 容 妊娠中の保健と生活、妊婦体操、赤ちゃんの衣服、持参するもの、母子健康手帳、スラックス
心配なことなど当日医師にききたいことがありましたら、母子健康手帳に記入して、参加ください。

妊婦検診と
血液検査

とき 2月8日(金)
ところ 受付は午後1時30分
母子健康センター
該当者 壬生町に居住する妊婦、該当者 合わせて結婚される方の血液検査も行います。

2月の納税
固定資産税 第4期分
国民年金 1・2・3月分

ぜび聞こう経済講演会
2月12日 中央公民館で
とき 2月12日(火) 午後1時30分
ところ 中央公民館
講師 評論家、未来学者
元一橋大学教授
坂本 二郎氏
演 題 80年代の日本の未来を
考える
※入場歓迎(無料)

代理申請には委任状
農地の権利移転等申請、届出農地法による申請書等が、代理申請により行われる場合があります。本来これらは本人が申請・届出することになっています。

特に、農地法第二条および第五条にも申請(届出)については一月日から代理申請等の場合は委任状が必要になりました。

ボーイスカウト募集

下部賀第一団では、次によりカスカウトの募集を行います。詳しくは申込先へどうぞ。
募集年 新三年生
募集人員 15名
申 込 先 壬生甲一六五(城
内)文輝室内BS事務
局(02075)
申込締切 2月20日まで(こ連
絡ください。)

廃大引き取り日

とき・ところ
2月13日(水) 2月27日(火)
役場本庁 午前9時30分まで
南大飼支所 午前9時40分まで
稲葉支所 午前10時10分まで
飼主は定時間まで引き取り会場でお待ちください。

今月の人口

1月1日現在	対前月比
総人口 34,300人	+39
男 17,031人	+19
女 17,269人	+20
世帯数 9,258世帯	+5



鳥居家中興譜について

その四十四

折から夜明けの風がけげん吹いて、火の粉が方々に散り、櫓多門をはじめ城兵の居るところに燃えひろがり、城兵は逃げみちをなくした。
敵の大軍は、これに力をつけて、おめき叫んで、一せいに攻め込み、松の丸が城に入らな。又、あちこちの防口も全部破れて、敵兵が城の中へはいりな。城の将たちはそれぞれ場所を討死をした。大手の大将、松平主殿助を、家忠は家来を一ヶ所に集め、むらがる敵に攻めかかり、敵を追いながら追いつて切つて廻り、筑前中納言秀秋の軍勢の中に攻めこんで一人も残らず戦死した。同じ大手の将、松平五郎門近正は鳥津兵庫頭の軍勢に攻めかかり、敵兵を数多く討ち、一歩も退かず戦死した。又、佐野肥後守綱正は十奴の鉄砲を自ら射って、敵を散々に打ちくすしたが、あまり早くつけて射つたため鉄砲の筒が破裂して死んでしまふ。この他、正義の兵たちはあちこちに戦って、全部戦死した。すでに、八月一日の夜明けには、外曲輪は皆破れ、天守も焼け落ちて、本丸だけが残つた。

た。敵の大軍は本丸を聞いて、我先に攻めこもうと争い進んで来たので、元忠のそばに居た家来は、今はこれまでと思います。どうぞ心静かに腹を切つて下さい。私たちがその間矢で防ぎまじうと言った。元忠はこれを知り、もうことは、前から覚悟してたところだが、一生懸命に防ぎ戦の時間でも長く城を守ることが上上の極絶とするところで、自分はこの理によつて名譽を後に残そうとしたのではない。一刻一時で敵をここに食い止めて時間をとり、関東で家康公が戦っている立場を救うためである。たとえ自分が敵兵の手にかかって命をおとし、死んでからの不名誉になっても恥じという事ではない。自分のためを考えると、敵様の大事を忘れるのは、忠義な武士ではない。一人でも多く敵兵を切り滅ばし、節を守り志をつくすのが本当だ。お前たちも出るとだけ自殺はするな。命の限り戦つて切り死にせよと言って生き残った二百余人の兵を引きつれ、その門ひらけと命令して、雲霞の如き(多量のこ)敵の中へまっしぐらに突き進んだ。敵の大軍は元忠勢のため、攻めたてられて城外に退いた。元忠は又、城中

「筆者 藍田」